平成２５年（フ）第２２０号
東京都東大和市南街６－１－１　ミナミマンション302、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町川中島410番地　ホテルくにたち内
債務者　中村小夜子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
山梨県笛吹市石和町今井86番地　コーポナルセ102号室
債務者　澤田　　猛
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
山梨県甲府市太田町１番18号
債務者　中田　文子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地　町営常永団地Ａ棟202号
債務者　仲　　治子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
山梨県甲府市下向山町2282番地
債務者　山﨑　一男
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
山梨県中央市木原1102番地
債務者　長田　裕貴
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
大分県中津市植野1010―２　アイビーハウス216、住民票上の住所熊本市中央区坪井５丁目５番３号
債務者　酒井　和正
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８６号
岐阜市加納鉄砲町１丁目４番地１　朝日堂ビル302号室
債務者　谷口　智子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７２号
山口県山陽小野田市大字小野田528番地２　雇用促進住宅３棟208号
債務者　福田一二三
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第７４号
山口県山陽小野田市大字郡3226番地60、従前の住所山口県宇部市大字西岐波2085番地１
債務者　岩脇　純平
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２４号
秋田県大仙市大曲西根字杉矢崎38番地16
債務者　樋場　友浩
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第９５２号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の１　５番館402号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地524号棟1006号室
債務者　足立　　進
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６７号
神戸市須磨区白川台５丁目57番地の２　メゾンドエティック408号
債務者　長谷川由希（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７０号
神戸市灘区灘南通５丁目３番17―605号
債務者　倍本　　勇
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７１号
神戸市灘区灘南通５丁目３番17―605号
債務者　倍本美紀子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９号
鳥取県鳥取市浜坂東１丁目９番22号
債務者　前田　博幸
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
鳥取地方裁判所民事部